

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和 3年 7月16日

評価 機 関	名 称	一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会
	所 在 地	広島県広島市南区皆実町一丁目6-29
	事業所との契約日	令和 3年 4月 1日
	訪 問 調 査 日	令和 3年 6月25日
	評価結果の確定日	令和 3年 7月13日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり ・ なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	広島こども保育園	種 別	小規模保育事業		
事業所代表者名	西 美佳	開設年月日	平成30年 4月 1日		
設置主体	学校法人 三幸学園	定 員	19人	利用人数	17人
所 在 地	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀7-15				
電話番号	082-502-0750	FAX番号	082-502-0751		
ホームページアドレス	https://www.pocket-land.jp/hiroshima/				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
0歳児から2歳児までの教育・保育	4月 入園のつどい 12月 クリスマス会
・ 地域の子育て支援	5月 健康診断 こどものつどい 1月お正月あそび
・ 実習生、ボランティアの受け入れ	6月 保育参加 給食試食会 2月まめまき、保育参観
・ 完全給食	7月 セタまつり プール遊び 3月ひなまつり、卒園式
	8月 なつまつり ★広島医療秘書こども専門学校との教育連携
	9月 わくわくひろば(運動会)
	10月 秋の遠足
	11月 創作展・警察署訪問
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
・ 保育室3室	・ 授乳室兼保育士室 ・ 調乳室
	・ 事務室 ・ 調乳室職員用トイレ
	・ 沐浴室兼トイレ
	・ 園児用トイレ

職員の配置

職 種	人 数	職 種	人 数
・ 園長	1	・ 嘱託医 (内科)	1
・ 保育士	6	・ 嘱託医 (歯科)	1
・ 栄養士	1		
・ 調理員	1		
・ 事務員	1		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

広島こども保育園は、学校法人三幸学園が関東地区を中心に運営する保育施設「ぼけっとランド」として運営されている。同法人が運営する「広島医療秘書こども専門学校」の建物の1階にあり、建物内のホールなどを共有している。現在開設から4年目を迎え、福祉サービス第三者評価は初めての受審であるが、評価結果は自己評価を含めすべてA評価であった。事前に提出された自己評価票には評価を判断した理由が詳細に記入されており、訪問調査日には、現場職員に加えて東京から法人本部の部門担当の職員も列席し、詳細な聴き取りができた。資料は閲覧に対応できるよう整然と準備されていた。園内には、工夫を凝らした手作りのおもちゃや園児の成長にあわせた手作りの補助具などがあり、職員の心配りが感じられた。第三者評価に合わせて行った保護者アンケートも高評価で、園長のリーダーシップのもと職員のチームワークで事業所運営が良好に行われていると評価できる。

◎特に評価の高い点

- ・法人の理念及び保育理念を中心とした事業運営が行われ、職員をはじめ関係者に浸透させる取り組みができています。
- ・事業計画は、部門の中長期計画および事業所の5か年計画に沿って作成され、年度末には職員全員で振り返りを行い、改善を次年度へつなげるPDCAサイクルが機能している。
- ・併設の専門学校には、保育士・幼稚園教諭コースがあり、園と学校との授業連携、行事の同時開催や学生ボランティア受け入れ、ホールには保育スペースや絵本もあり園児と学生の日常的な交流を行うことができる。
- ・広島市中心部のオフィス街に立地し、園庭はないが広島城公園や幟町公園など公共の施設が近く、歩道も広く整備されており、園児が自然に触れ合う機会を持つことができる。
- ・日常生活をはじめ、食事、健康状態など、保護者の悩みに専門職（保育士・栄養士・嘱託医）がこたえる取り組みが行われている。

◎特に改善を求められる点

特に改善を求められる点は見当たらない。今回の結果に満足することなく、法人の協力を仰ぎながら、事業所運営の課題である3歳以上児クラスの創設や福祉と教育の両面の質的向上などに取り組み今後さらに発展されることを期待する。

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、福祉サービス第三者評価を受審させて頂きました事により、開園からこれまでの本園運営について改めて、全職員が多角的な視点を持ち、見直す事ができた事で、非常に充実した機会となりました。今後も法人とともに、教育と福祉の質的向上の為に様々な物的、人的資源の活用の工夫を行って参ります。社会資源の役割として、より多くの資源を地域へ還元できるよう、努力を積み重ねていきたいと願っております。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1) 理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	法人の経営理念に沿った保育理念が明文化され、保育方針や保育目標などは法人の目指す方向や考え方を読み取ることができる。理念等が掲載された職員手帳や、年度初めのビジョンミーティングその他の会議でも話し合う時間を持ち、職員への浸透を図っている。保護者へはパンフレットや入所のしおりに掲載されており、入園時や行事の際にも説明している。保育理念等は、ぼけっとランド理念体系として図式化され施設玄関や園児室に掲示、ホームページにも掲載されている。
	(2) 計画の策定 自己評価：NO. 3-4	事業所の中長期計画は、法人事業本部の中長期計画及び広島市子ども子育て支援計画を反映したものとなっており、毎年度状況を確認し必要に応じて見直した内容を追記している。事業計画は中長期計画を基盤としながら、年度終了時に職員全員で振り返りを行い、翌年度の計画に反映させるPDCAサイクルが機能している。事業計画は職員会議で説明し、職員全員に配布されている。
	(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	管理者は、法人との協議と連携のもとに事業所の運営にあたっている。事業計画の今年度の方針を作成し、事業所の目指す方向、取り組む課題を自分の言葉で発信している。チームとしての保育の質的向上を掲げ、職員面談を月1回実施し、人材育成や悩みの相談を行っている。
2 組織の運営管理	(1) 経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	経営を取り巻く状況は、関係団体の会報や研修、広島市子ども子育て支援計画で広島市の子育てニーズの特徴や変化を把握している。地域のニーズから把握した情報については、法人本部と対応を検討している。事業所のコスト分析は、収支計算書を用いて管理者が法人本部と定期的に情報共有している。その内容は、職員会議で報告し改善策の検討などを行っている。
	(2) 人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	人材育成は、法人の制度として構築されており、レベルに応じたスキルアップシートを用いて管理者と職員が面談を毎月1回行い、研修計画や指導計画に反映されている。新任研修は法人でカリキュラム化され、ウェブ研修が行われている。法人グループ内に大学・短大・専門学校があり、資格取得に対する支援制度も整っている。法人は、保育相談窓口(職員が保育や人間関係の悩みを相談できる法人直接の窓口)、自己申告書(事業所内の改善点や自分の将来のビジョンや進みたい道を書いて提出する制度)、360度評価(同園の職員同士で働き方をお互いに評価)、マネージャー評価(役職者を職員が評価)などを導入し働きやすい職場にするための取り組みを行っている。
	(3) 安全管理 自己評価：NO. 13	火災、風水害、地震、津波、不審者、SIDS予防など定期的に訓練を行い、緊急時マニュアルは各園児室に配布している。職員・保護者への緊急時の連絡には、通常使用しているICTシステムで行なうこととしている。BCP(事業継続計画)作成の準備も進められている。事故事例やヒヤリハットの記録は、回覧だけでなく会議でも取り上げ全職員に周知している。
	(4) 設備環境 自己評価：NO. 14-15	オフィス街に立地するビルの1階にあるが、近隣には広島城公園や幟町公園など自然豊かな公園があり、頻繁に利用している。公園までの道のりも歩道が広く整備されている。施設内は、可動式の間仕切りで容易に配置を変えることができる。夏はエアコン、冬は床暖房に合わせ窓からの太陽光を入れ室温調整をしている。トイレ、沐浴設備、シャワーなど年齢に応じた機器が揃い、掃除も行き届いている。行事の際は、併設の専門学校のホールを使用することができる。ホールの一部には保育スペースや絵本があり日常的にも使用することもできる。

2 組織の運営管理	(5) 地域との連携 自己評価：NO. 16	併設の専門学校で開催される子育て支援事業「こどもんくらぶ」に、管理者や保育士が協力し、地域の子育て家庭の相談に応じている。夏祭りを専門学校と同日開催で企画し、卒園児やその保護者と交流を続けている。ボランティアの受入れは、マニュアルが整備され、職員に周知されている。専門学校生や高校生の保育士体験などを数多く受け入れてきた。職員は、第三者としてのボランティアの目を意識することで、業務に対して良い影響が出ていると感じている。
	(6) 事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	賛助会員である私立保育協会を通じて自治体に対する意見等を提出している。自治体や関係団体が行う研修や行政説明にはできるだけ参加するようにしている。児童相談所など関係機関を通じて連携を取っている。財務諸表については、ホームページで公表している。
3 適切な福祉サービスの実施	(1) 利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	保育理念に基づき、園内研修や職員同士の話し合いを通して子どもを尊重する姿勢を養っている。併設の専門学校との授業連携で、職員の人権への配慮等に関して理解が高まった経緯がある。子どものプライバシー保護に関しては、職員にはマニュアルを整備し園内研修で周知し、保護者には入園、進級時に説明をし個人情報保護に関する同意書の提出を求めている。保護者の相談に応じる場合は、玄関横の部屋を使用し、個人情報鍵のかかる書庫に保管している。保護者アンケートは行事後や年度末に行い、保護者からの意見は、すべて職員で共有し、会議等で話し合って結論を出している。開示できる結果は一覧表にして保護者に配付している。保護者とのコミュニケーションは降園時や連絡ノートで取っており、その他玄関横に設置された意見箱や法人が直接行う自由形式のアンケートでも聞き取ることができるようになっている。苦情解決の仕組みは、重要事項説明書で明示されている。苦情を申し出た保護者とは面談しており、開示できるものについては解決結果を公表している。
	(2) サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	毎年、評価基準に基づいた自己評価を行い、評価結果を職員会議で話し合っている。管理者は、2020年に改訂された厚生労働省の保育所における自己評価ガイドラインについての研修会に参加している。各種マニュアルについては、法人作成のものだけでなく園独自に作成したものも使用している。それぞれ園内で共有し、定期的に訓練を行っている。サービスの記録は、記入例を作成し、記録内容の標準化を図っている。法人共通のシステムがあるが、必要に応じて手書きの書類も作成している。サービス記録の保管、保存、廃棄については、法人で定めたマニュアルに沿って行っている。記録の開示は、入園の際や重要事項説明書で説明しているが、今のところ申し出はない。
	(3) サービスの開始・継続 自己評価：NO. 29-32	事業所のホームページは、写真やブログそして動画を使用してわかりやすく園の紹介をしている。見学や行事の際の体験利用を行っている。保護者向けには、園だより、食育だより、嘱託医からの寄稿文などがある。解約は重要事項説明書で説明し、退所届で理由の把握ができる。保育の連続性として要録を作成しているが、卒園者のほとんどが幼稚園に入園するため文書送付の希望者はない。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 事業所運営体制	(1) サービスの質の確保 自己評価：NO. 1-3	月1回開催の会議、毎週末の担任間での打合せを定期的に行い、保護者からの意見があった場合にはミーティングを行い情報共有している。日々の保育については、引き継ぎ簿を利用している。エピソード共有やスキルアップシートを指導助言のツールとして活用している。園長との月1回の面談により、業務で抱える課題を解消する機会を持っている。子どもの記録は法人既定のフォーマットを使用し、内容は全職員で共有し、見直しや改善を行っている。子どもに関する情報は一元的に管理され、鍵付きの棚に保管している。
2 子どもの発達援助	(1) 発達援助の基本 自己評価：NO. 4-8	全体的な計画は、園長が保護者の意向や地域の特性そして事業の評価や改善点などを踏まえて立案している。毎日のエピソード記録で子どもの姿をとらえ、指導計画を作成している。園長は、定期的に週案や日案に気付きやコメントを記入し、保育士が見直しを行っている。保育者間でのコミュニケーションを大切に、子どもに対する共通理解を深め、チーム全員で保育するように協力している。子ども一人ひとりについて発達にとらわれず、受け入れ、それぞれの家庭の生活への配慮や理解を示している。同一建物にある保育の専門学校の生徒との交流がある。
	(2) 健康管理・食事 自己評価：NO. 9-14	11時間開所のため、保育士はシフト制で勤務しており、引き継ぎ簿で保護者への対応時の情報を共有している。内科・歯科検診の際に、事前に保護者から嘱託医へ悩みの相談を受け付け回答をもらう機会がある。子どもが落ち着いて食事ができるように、椅子やテーブルの高さを成長に合わせ、食べたい気持ちが持てるように食具や盛り付けなど工夫している。月1回の和食の日やお好み焼きのおやつの日、子どもとクッキングをする日が設けてある。食育を通じてプランターで野菜作りを行い、給食やおやつで提供、栄養士が説明をしている。アレルギーについては完全除去食とし、給食従事者と保育士が必ず確認し提供している。毎年6月に保護者に対し給食試食会を行っている。保護者からの食の悩みには、毎日の送迎の際などに直接栄養士が応じており、場合によっては園長、担任を交え面接することもある。
	(3) 保育環境 自己評価：NO. 15-17	室内は、吹き抜けの高い天井で解放感があり、窓が大きく自然光も採り入れられている。保育室は、好きな遊びを主体的に選べるように複数のコーナーに分けている。壁面の飾りつけを季節ごとに変え、きめ細やかな対応ができる手作りの玩具を使用している。園庭はないが、近くの広島城公園などで自然に触れ、植物や生き物を観察する機会を持っている。年齢に応じてフェルト、はぎれ、折り紙など様々な素材を用意し、自由に遊べる環境を設定している。
	(4) 保育内容 自己評価：NO. 18-23	入園したらそれぞれの子どものマークを決め、マークが付いているかごにタオルなど入れるようにし、1歳児から子どものやりたい気持ちを大切にしている。トイレには座って一人でズボンが履けるように工夫した台を設けている。2歳児は連携施設対象園であるともえ保育園との交流で公共交通機関を利用して出かけている。秋の遠足で子ども文化科学館を利用して他の大人と触れ合う機会がある。近隣の公園の散歩コースで四季の自然を感じ、昆虫を見つけ、絵本や紙芝居の世界へ繋がっていく。その様子が動画で制作され、秋の創作展で保護者に公開された。母乳育児ができる環境があり、3人の母親が授乳に来ている。SIDSの研修を年3回行っている。1日の終わりには保育者がゆったりと子どもに話しかけ、くつろぎを作り出すための工夫をしている。

3 子育て支援	(1) 保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28	保護者が安心して社会参画や自己実現に取り組むことができるように支援をしている。コロナ禍での保育参加は、複数日を設定し少人数で実施した。連絡帳には園での様子を毎日記入し、ICTシステムを使って災害時の連絡や感染症の状況など一斉配信している。、行事後や年度末にはアンケートをとり、結果を報告している。降園時の子育て相談はいつでも応じられるように情報を共有している。不適切な養育など子どもの異変については、引き継ぎ簿に記入して職員間で共有し、継続して観察をしている。必要に応じて、児童相談所や区役所と連携した記録もある。
4 子どもの安全	(1) 安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31	食中毒や感染症については法人作成のマニュアルを各保育室に配置し、嘔吐処理の研修を園内で行っている。緊急時の異物排出、心肺蘇生やSIDSについては救命対応フローチャートや連絡先一覧を作成して訓練を行っている。園長や職員は消防署で救命救急講習を受けている。避難訓練を毎月行い、台風などで特別警報が出た時の対応を決めている。職員の通勤確保のため、近くのビジネスホテルに宿泊したこともあった。不審者対策にはセキュリティドアや出入り口の施錠が完備している。近隣の警察署の巡回があり、通報訓練も定期的に行っている。
5 地域との関わり	(1) 関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34	現時点で障害や発達課題がみられる子どもはいないが、専門機関を紹介し、ともに支援していく体制ができている。ネグレクトと思える家庭の支援では区役所や児童相談所と連携を行ってきた。町内会に入会し、主任児童委員や民生委員とつながりもある。妊婦や地域の子育て家庭など、入園希望に関係なく見学に来た人にも話を聞くなど対応している。広島医療秘書子ども専門学校の主催の「こどもんクラブ」の地域支援事業に園長等が参加し子育て相談に応じている。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者（施設長）の責任とリーダーシップ

5	管理者（施設長）の役割と責任の明確化	管理者（施設長）は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者（施設長）は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所（施設）は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所（施設）は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(5) 地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6) 事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1) 利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2) サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3) サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども（保護者等を含む）に関する情報（データを含む）は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けられないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

(4) 保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つよう働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	障害児保育は行っていない		

3 子育て支援**(1) 保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1) 安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	A	

5 地域との関わり**(1) 関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	一時保育は行っていない		